

令和7年度 第2回 兵庫県都市計画審議会

第26号議案

産業廃棄物処理施設の敷地の位置について
(相生市相生)

審議のポイント

■ 建築基準法

(卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置)

第五十一条 都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会(その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会)の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。



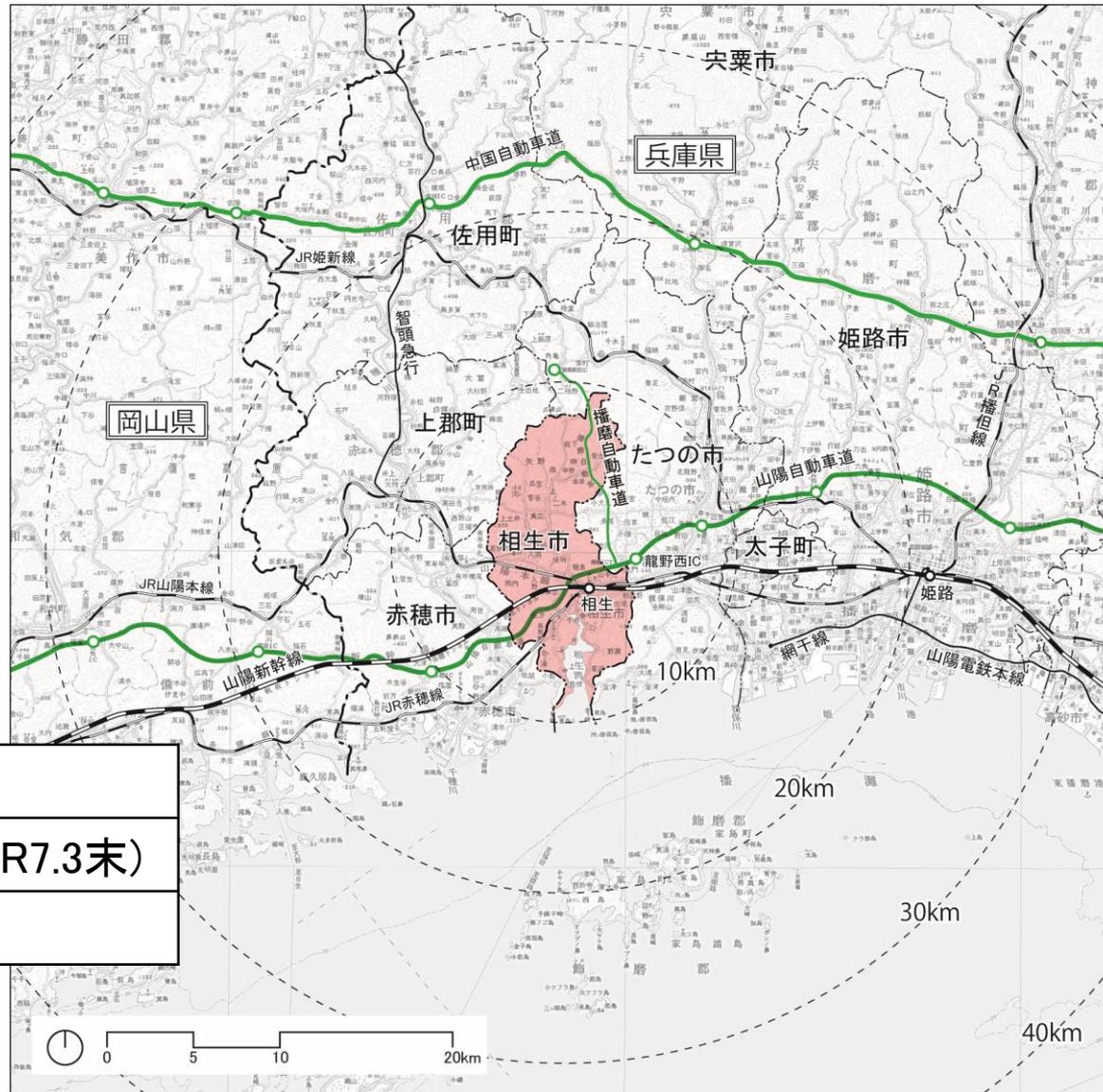
計画施設は民間施設であることから恒久性がなく、都市計画において敷地の位置を決定するものになじまないため、建築基準法第51条ただし書許可が妥当

■ 都市計画上における支障の有無

・都市計画の観点から敷地の位置が適正であるか。

周辺環境に影響を与えるおそれがないか、周辺環境への影響について適切な措置が講じられているか等

相生市 位置図



相生市

人口: 26,889人(R7.3末)

面積: 90.40km²

事業概要

1 敷地の位置

- ・所在地 相生市相生字小丸5327番地12の一部
- ・敷地面積 13,717.55m²
- ・地域地区等 工業専用地域(容積率200%、建蔽率60%)

2 事業者

相生エコサービス株式会社

3 事業概要

本事業は、一般廃棄物処理施設として平成7年から稼働している相生市美化センターの老朽化に伴い、その後継施設として、市と民間企業が連携し、一般廃棄物及び産業廃棄物である廃プラスチック類、木くず等を破碎及び焼却する施設を設置するものである。

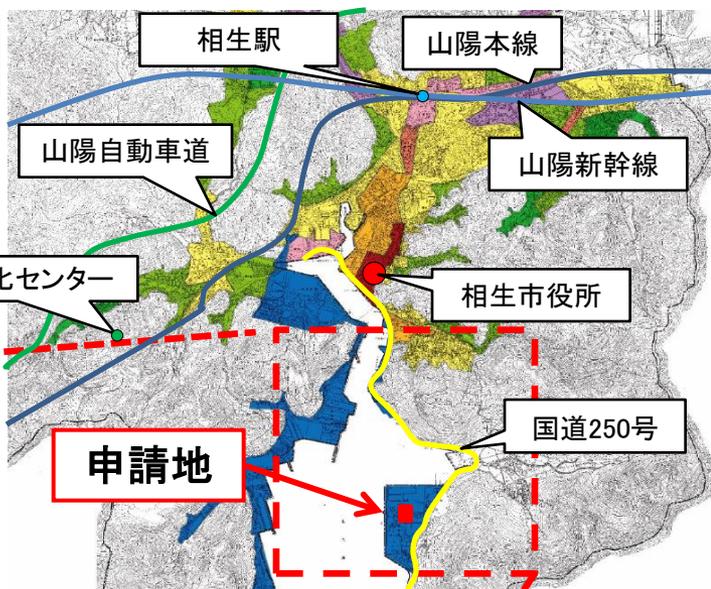
※一般廃棄物処理施設は相生市が都市施設として3月に都市計画決定を行う予定

4 対象施設

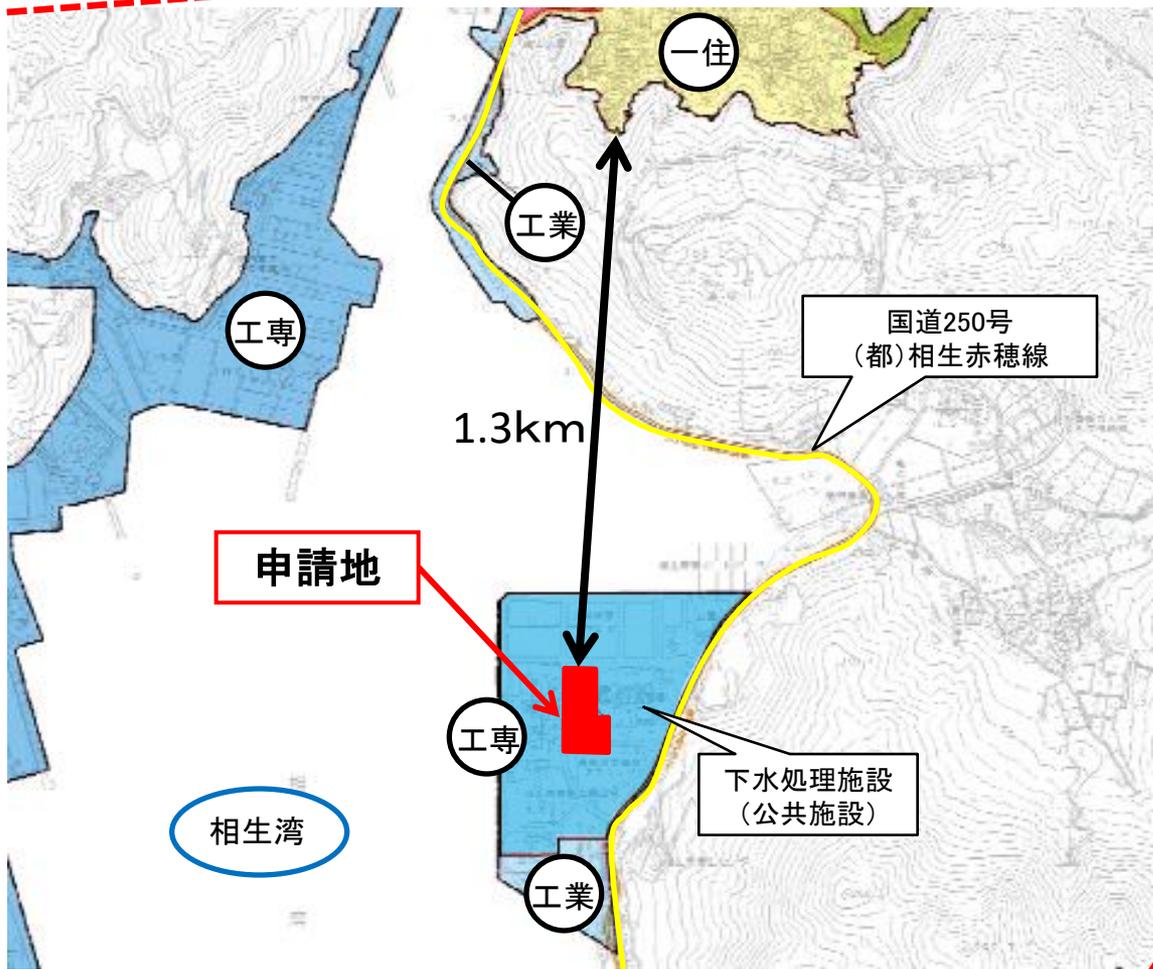
	主な産業廃棄物の種類	計画処理能力	許可が必要な処理能力
破碎施設	廃プラスチック類	202t/日	>6t/日
	木くず	318t/日	>100t/日
焼却施設	廃プラスチック類	136t/日	>1t/日
	木くず	220t/日	>6t/日

位置図(都市計画図)

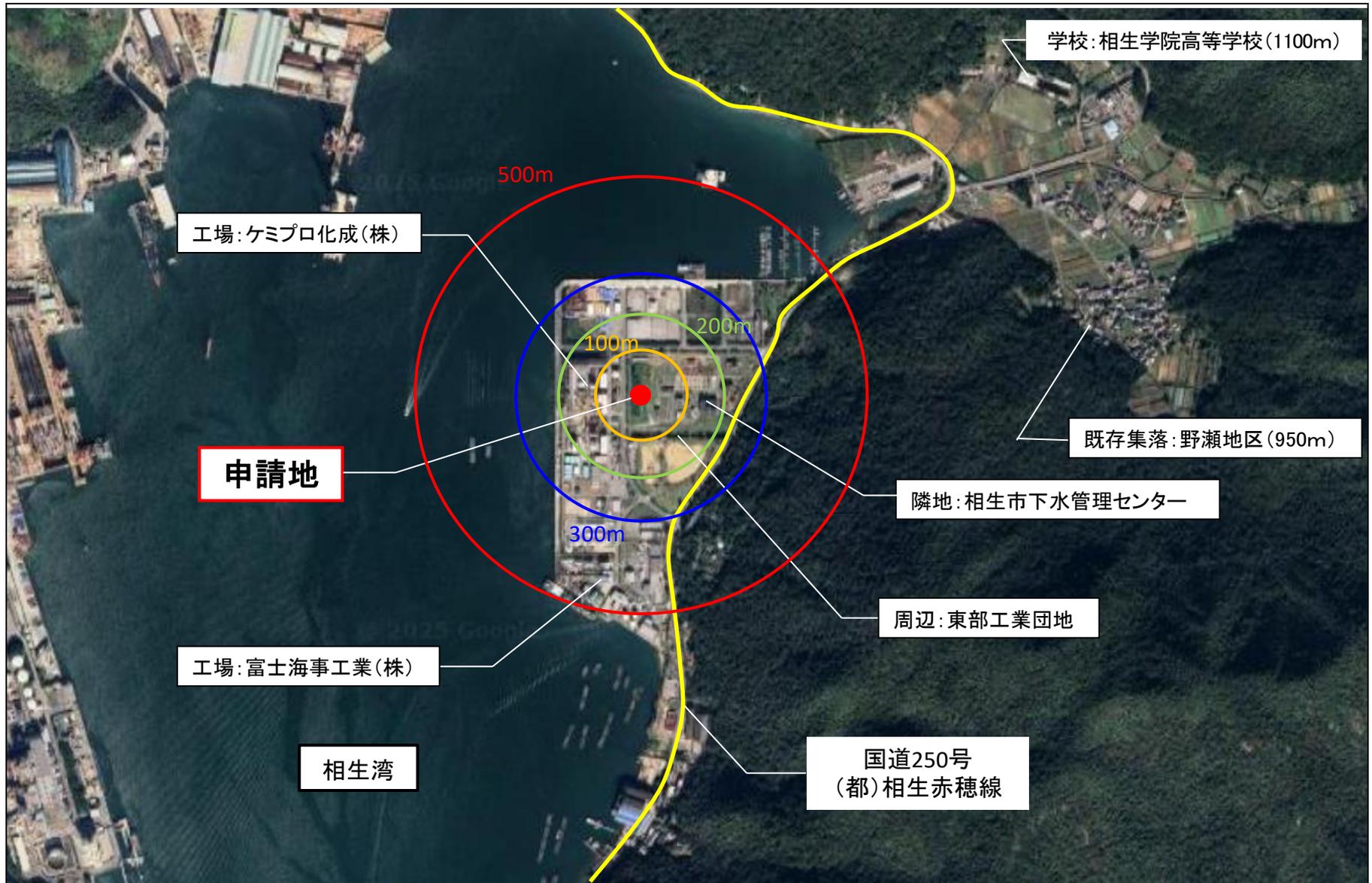
広域図



詳細図



周辺航空写真



出典: Google

都市計画上支障がないとする考え方

1 都市計画との整合

- ・ 申請地は、市都市計画マスタープランにおいて、「工業集積地区」に位置付けられており、工業施設の集積と操業環境の充実を図る地区となっている。

2 生活環境への影響

- ・ 交通への影響が軽微である。
- ・ 生活環境影響調査を実施し、大気質、騒音等全ての基準に適合している。

3 地元の了承

- ・ 工業団地内の企業及び申請地周辺の自治会に十分な説明を行い、地元での了解を得ている。
- ・ 相生市から敷地の位置が適当との意見を得ている。

配置図



道路幅員
13m

▼隣地境界線

▼隣地境界線

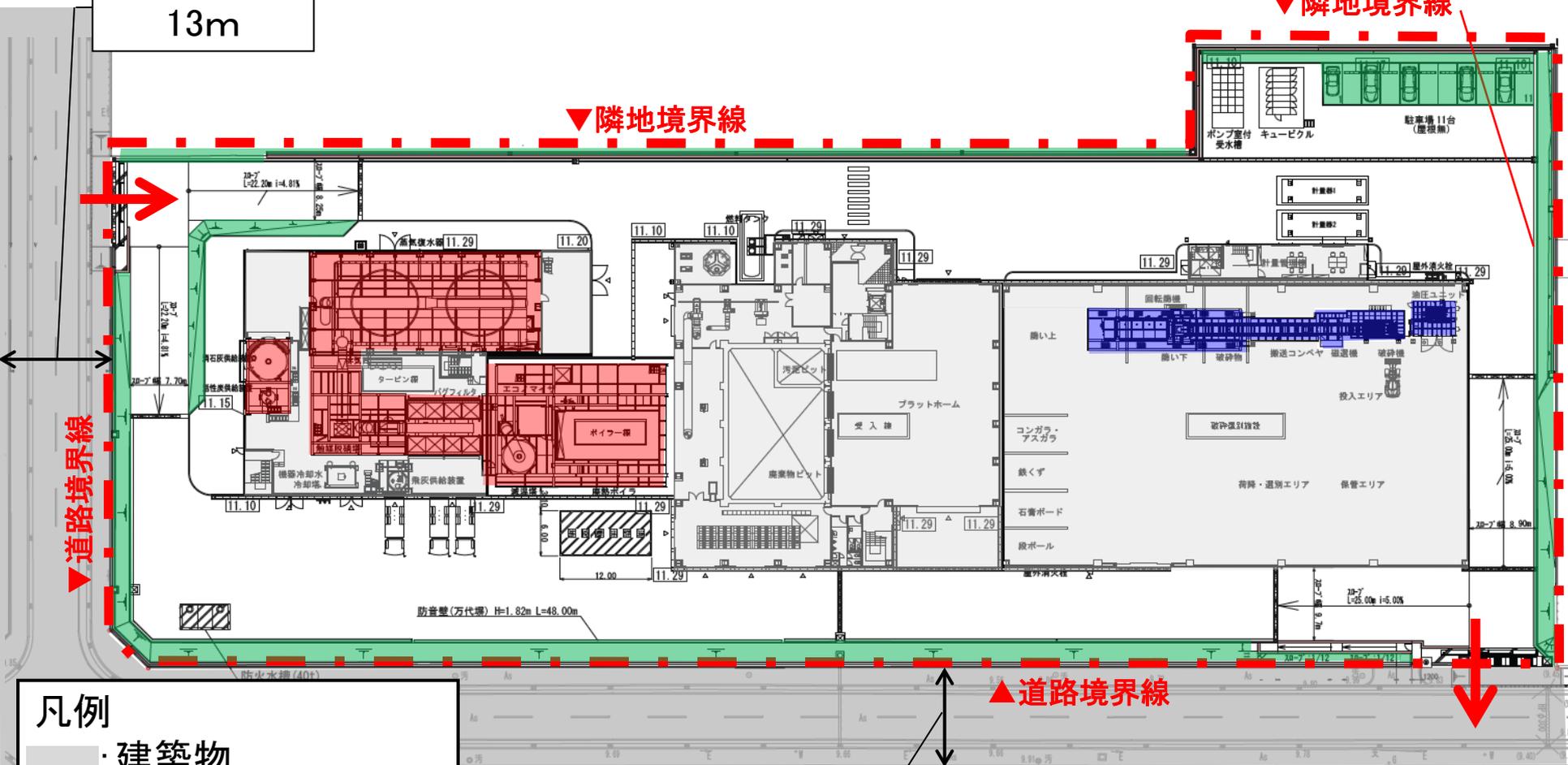
▼道路境界線

▲道路境界線

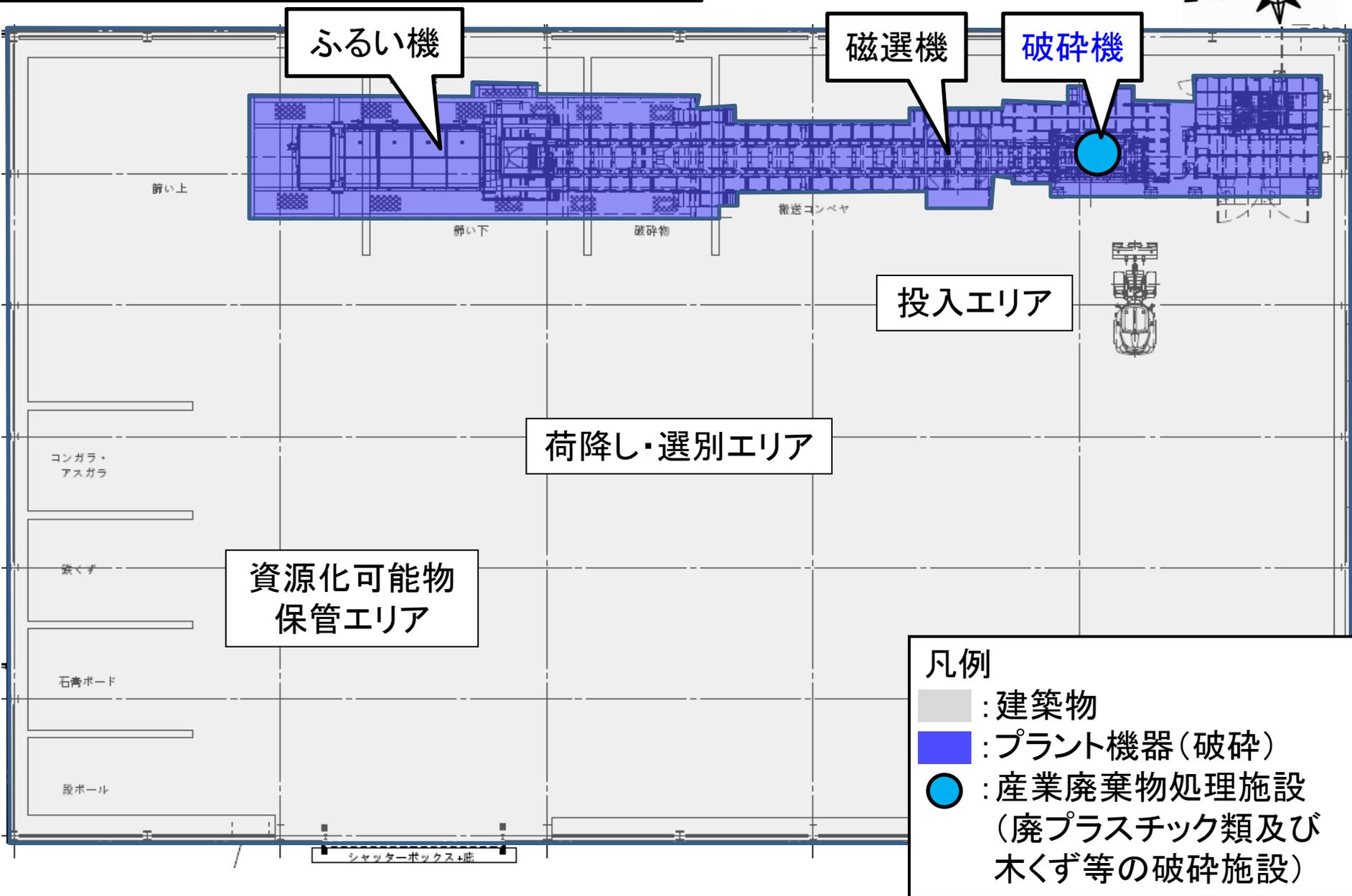
道路幅員
13m

凡例

- 建築物
- プラント機器(破碎)
- プラント機器(焼却)
- 緑地
- 道路

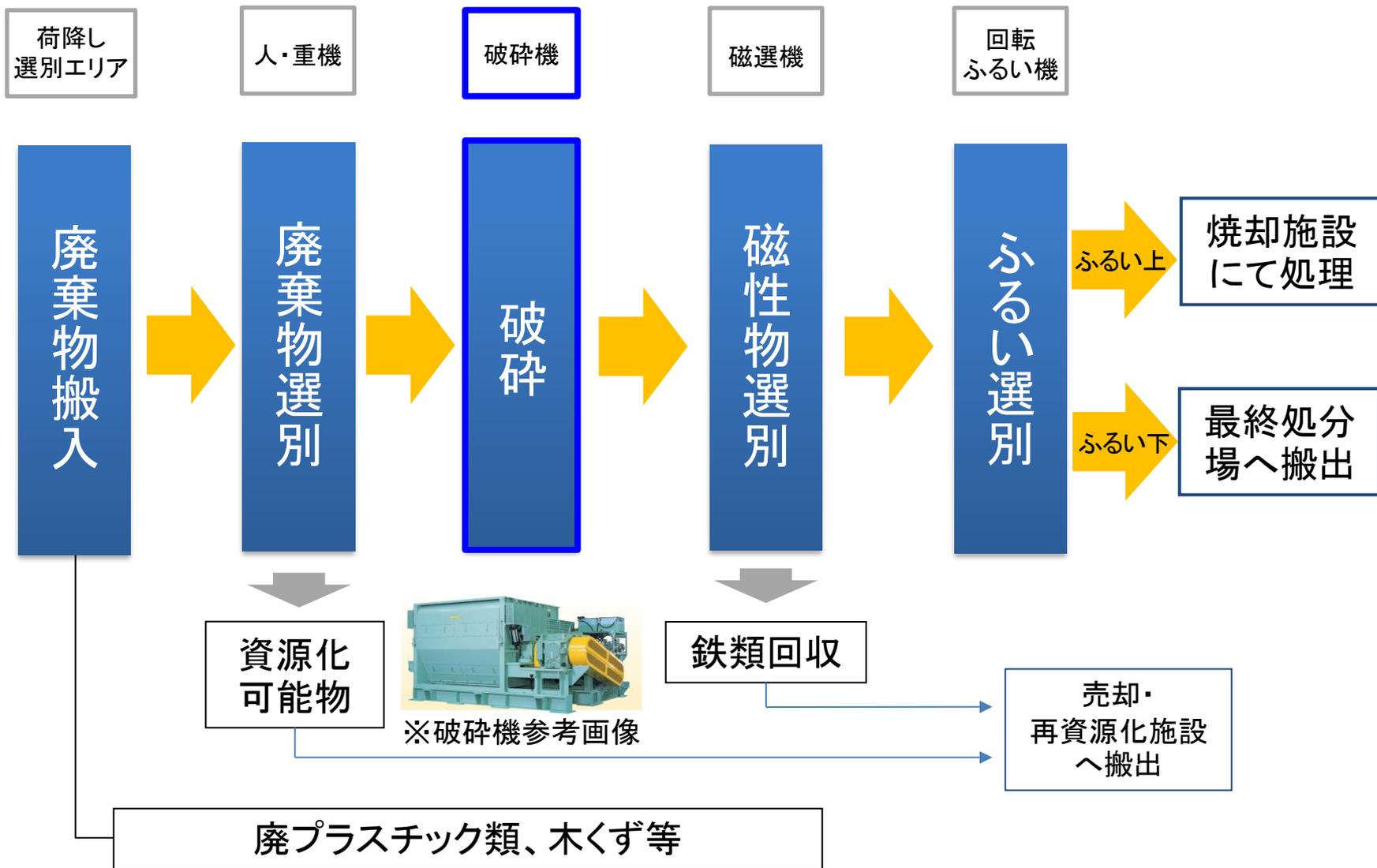


配置図(プラント(破碎)部分拡大)



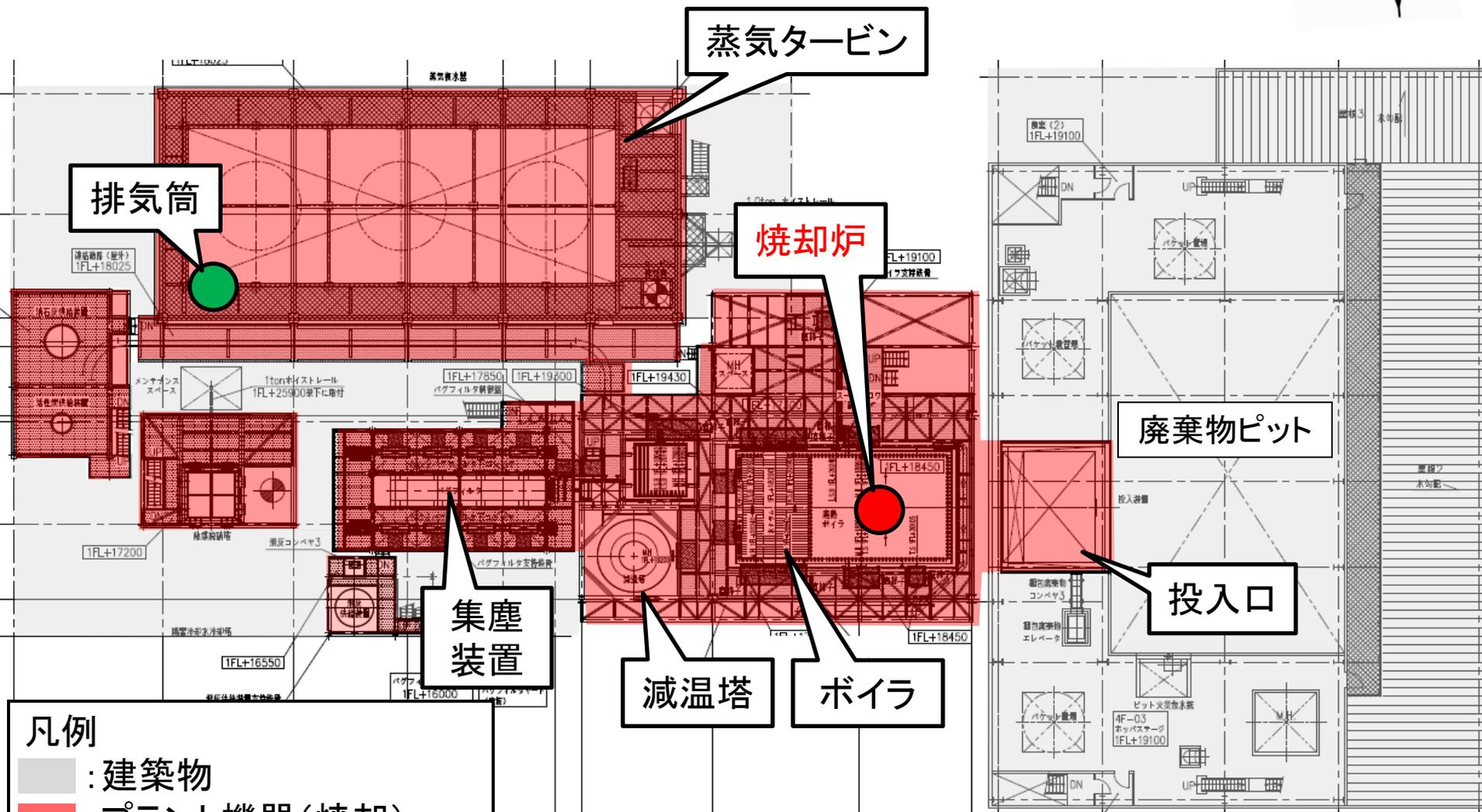
- 凡例
- : 建築物
 - : プラント機器(破碎)
 - : 産業廃棄物処理施設 (廃プラスチック類及び木くず等の破碎施設)

処理工程(破碎)



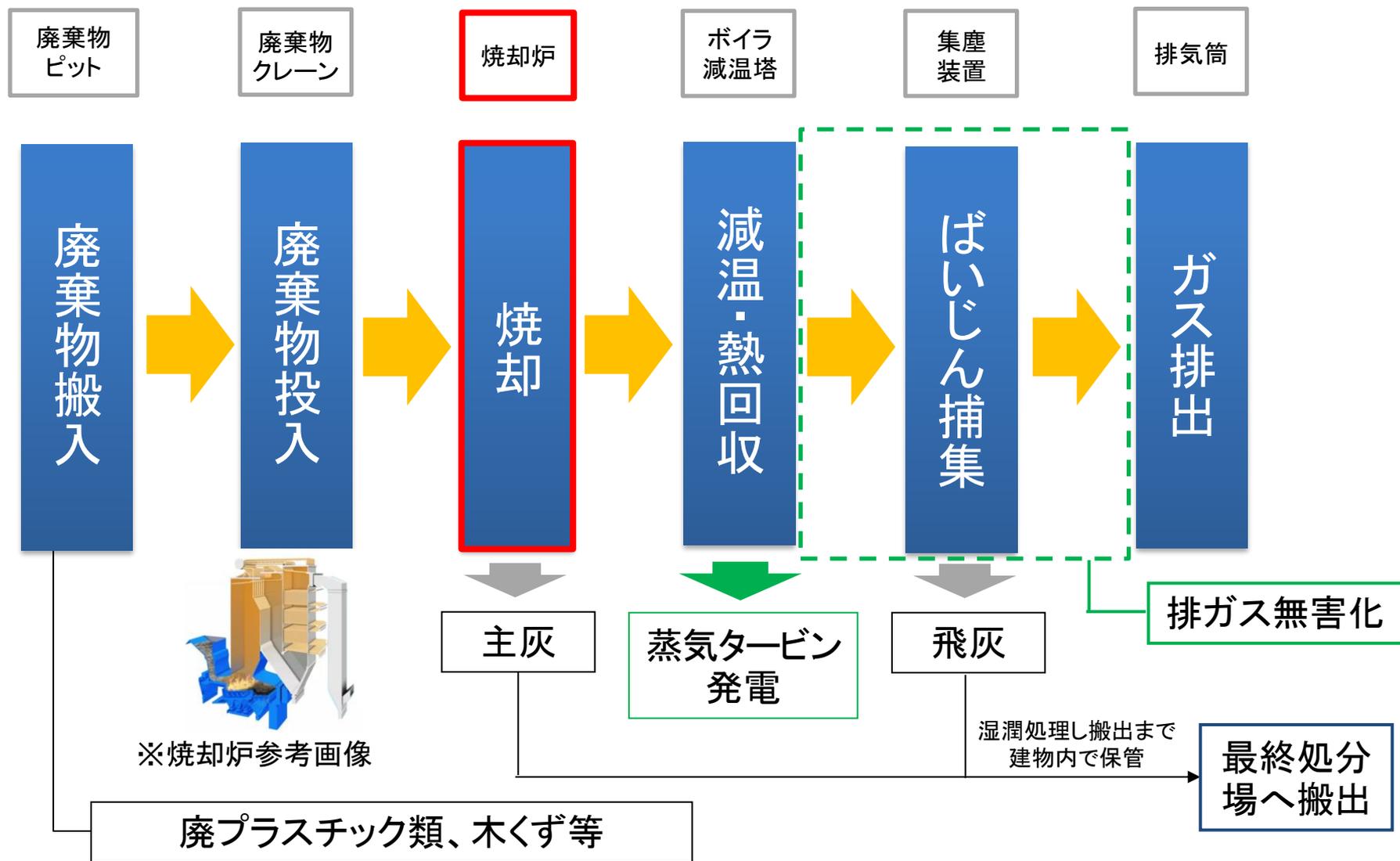
 : 廃プラスチック類及び木くず等の破碎施設

配置図(プラント(焼却)部分拡大)



- 凡例**
- : 建築物
 - : プラント機器(焼却)
 - : 産業廃棄物処理施設 (廃プラスチック類及び木くず等の焼却施設)

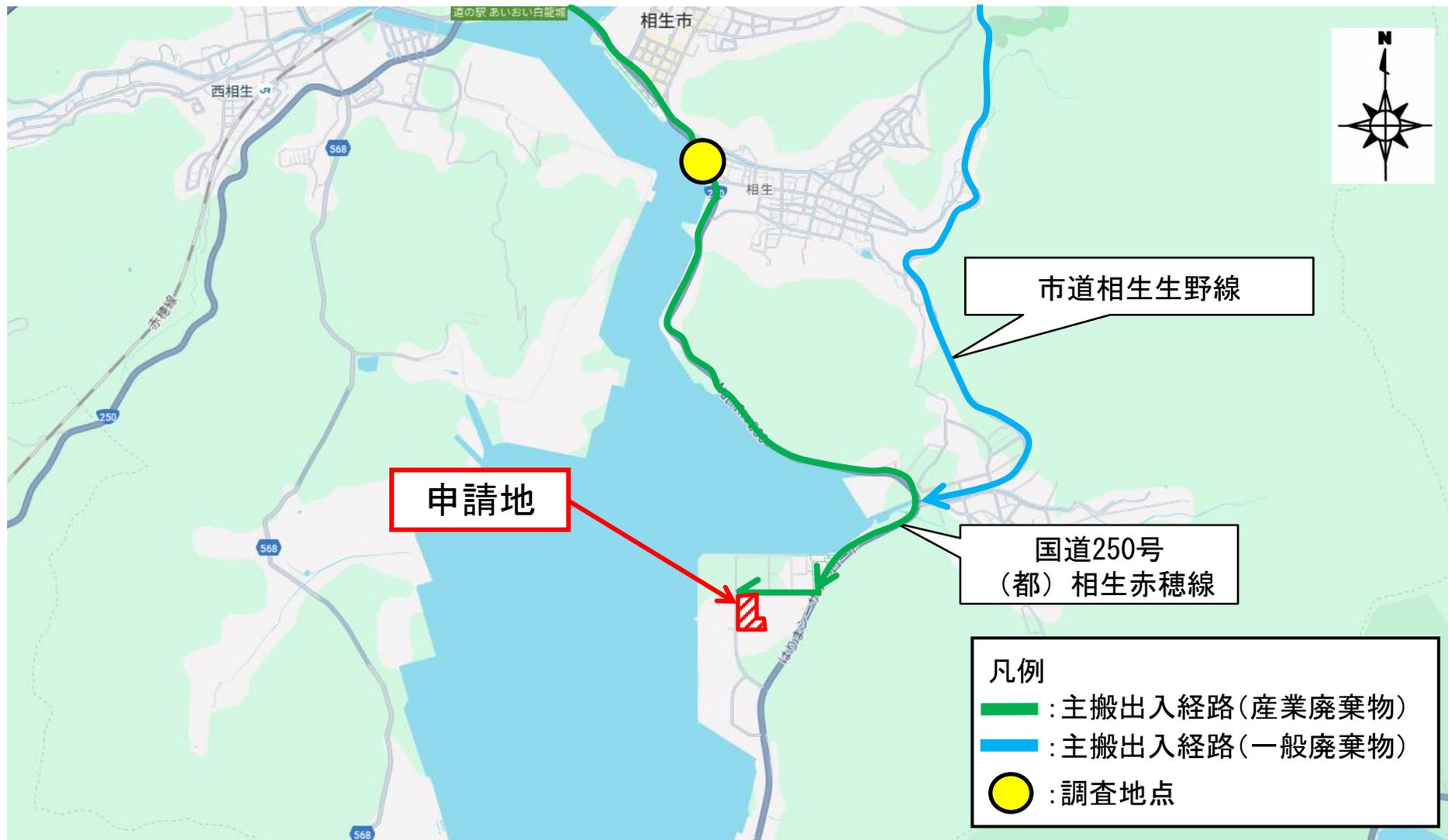
処理工程(焼却)



□ : 廃プラスチック類及び木くず等の焼却施設

生活環境への影響(交通への影響①)

主搬出入経路図



出典: Google

生活環境への影響(交通への影響②)

車両走行による影響(交通量)

	現状交通量 (※1)	計画搬出入 車両台数 (※2)	増加率 (※3)	現状混雑度 (※4)	予測混雑度
産業廃棄物ルート (国道250号)	3,009台	152台	5.1%	0.20	0.23
(参考) 一般廃棄物ルート (市道相生生野線)	1,078台	28台	2.6%	0.09	0.10

※1 現状交通量は、24時間交通量(上り・下り合計)

※2 廃棄物運搬車は往復台数。(搬出入時間:午前8時～正午、午後1時～午後5時)

※3 増加率=(計画搬出入車両台数/現状交通量)×100(%)

※4 混雑度1.00以下 :道路が混雑することなく、円滑に走行できる。

車両走行による影響については、混雑度の予測結果により、交通への影響はほとんどないと考えられる。

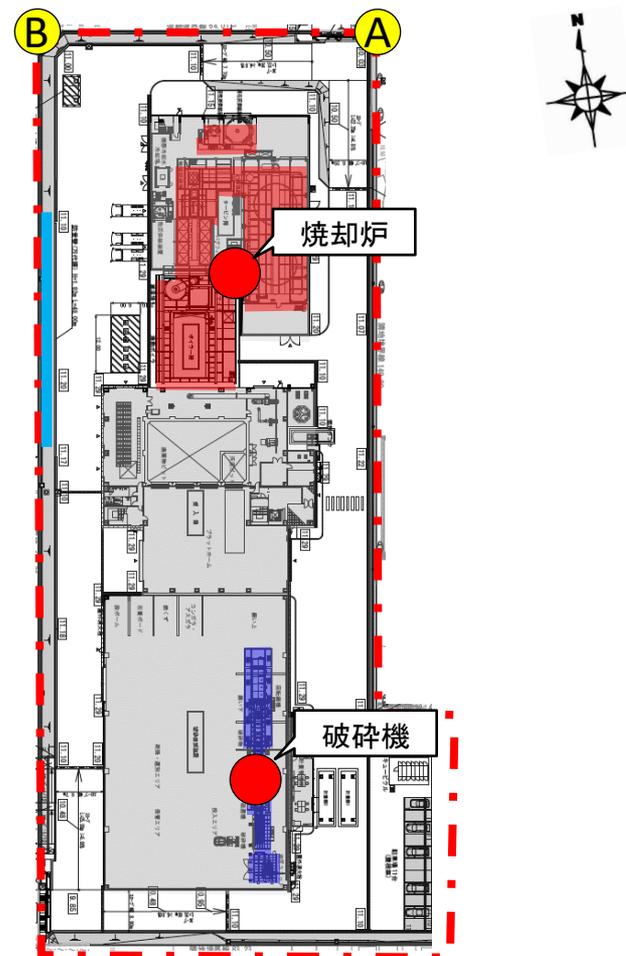
生活環境影響調査①

施設稼働による影響(騒音・振動)

調査項目	測定点	予測値	基準値	評価
騒音	A	52dB	60dB (※1)	○
	B	57dB		
振動	A	40dB	60dB (※2)	○
	B	49dB		

※1 基準値:騒音規制法に基づく第4種区域
(夜間(午後10時~午前6時))

※2 振動規制法に基づく第2種区域
(夜間(午後7時~午前8時))



凡例

● : 測定点 — : 防音壁

● : 騒音・振動源(破碎机、烧却炉)

生活環境影響調査結果、特に問題はなし。

生活環境影響調査②

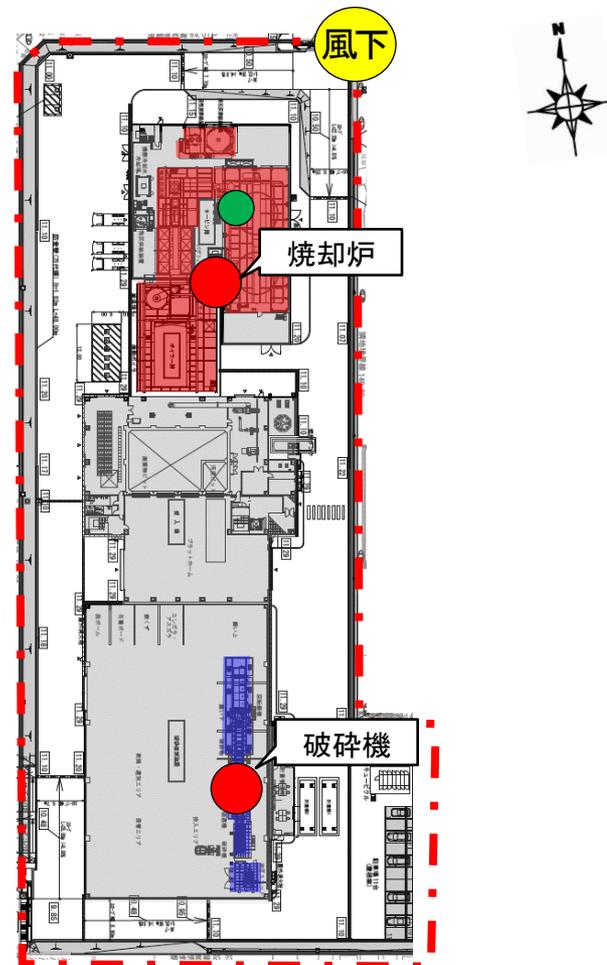
施設稼働による影響(悪臭)

調査項目	悪臭物質名	予測結果	基準値(ppm)	評価
悪臭	アンモニア	0.1	5	○
	メチルメルカプタン	0.0002	0.01	
	⋮	⋮	⋮	
	ノルマル吉草酸	0.00009	0.004	
	イソ吉草酸	0.0001	0.01	

※ 地域区分: 悪臭防止法に基づく順応地域



・悪臭防止法で特定悪臭物質に指定されているその他すべての物質について、基準値を下回っている。



凡例

- (Yellow) : 測定点
- (Green) : 煙突
- (Red) : 破碎機、焼却炉

生活環境影響調査結果、特に問題はなし。

生活環境影響調査③

施設稼働による影響(大気質)

調査項目	大気質名	予測結果	基準値	評価
大気質	二酸化硫黄	0.006	0.04 ppm以下	○
	二酸化窒素	0.021	0.04 ppm以下	
	浮遊粒子状物質	0.041	0.10 mg/m ³ 以下	
	ダイオキシン類	0.008878	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下	
	水銀	0.002385	0.04 μg/m ³ 以下	



全ての物質で予測結果が基準値を下回る。



凡例 ●: 最大着地濃度出現地点

生活環境影響調査結果、特に問題はなし。

周辺住民等説明会

・令和3年10月～令和7年7月

→申請地周辺の自治会等に対して随時説明会を開催。

→本計画について、支障となる意見等なし。

相生市

・相生市の意見

「産業廃棄物処理施設の位置は妥当であると認めます。」

→相生市都市計画審議会(令和7年12月18日諮問)

「産業廃棄物処理施設の敷地の位置について、都市計画上支障がないと認める。」(令和7年12月18日答申)